

紀 要

第 21 号

2008. 3

財団法人 滋賀県文化財保護協会

下川原遺跡の再検討

畑中英二・木下義信

1. はじめに—下川原遺跡をめぐる環境—

下川原遺跡は甲賀市水口町字下川原に所在する。2005年度にカインズホーム水口店建設に伴って5,700㎡を対象に国際航業株式会社が発掘調査を実施した。発掘調査報告書は、翌年刊行されている（甲賀市教委・国際航業2006）。

調査においては竪穴建物50棟、掘立柱建物11棟を検出し「6世紀末～8世紀代の集落跡、遺跡の主たる時期は7世紀代で植遺跡に後続する集落跡と想定される。桶巻造の瓦の出土から周辺に官衙・寺院等が所在する可能性を提示した。」と抄録においてまとめられている。ただし、報告書の記述は誤認、誤植に加えて、諸々の制約があつてか、詳細図が提示されていないことから、ややわかりづらい箇所がある。

近隣地点では、平成18年度の北脇遺跡をはじめとして近年調査事例が増加しており、下川原遺跡の調査成果に関する認識を深めておく必要がある。そこで、本稿では調査成

果を再検討し、今後に資することとしたい。（木下）

2. 2005年（平成17）度調査の概要

（1）下川原遺跡の位置

下川原遺跡は、琵琶湖から野洲川沿いに広がる平地が閉じる狭隘な地に位置する。この地点で鈴鹿山系に源を発する野洲川本流と杣川が合流する。上流域の湖南市（旧甲西町）と甲賀市（旧水口町）の境界にある狭隘な右岸に位置する。図示するように近世東海道において野洲川を渡河する横田渡しの隣接地点にある（第1図）。端的に（少なくとも近江の地域レベルにおいて）交通の要衝と表現できる。この状況は東籬子塚・西籬子塚・泉塚越古墳といった大型墳から構成される泉古墳群の位置から古墳時代中期に遡ることができる。

なお、壬申の乱の際には、野洲川本流沿いを通る道の名称は不明であるが、杣川沿いを通る道が「大山越」または

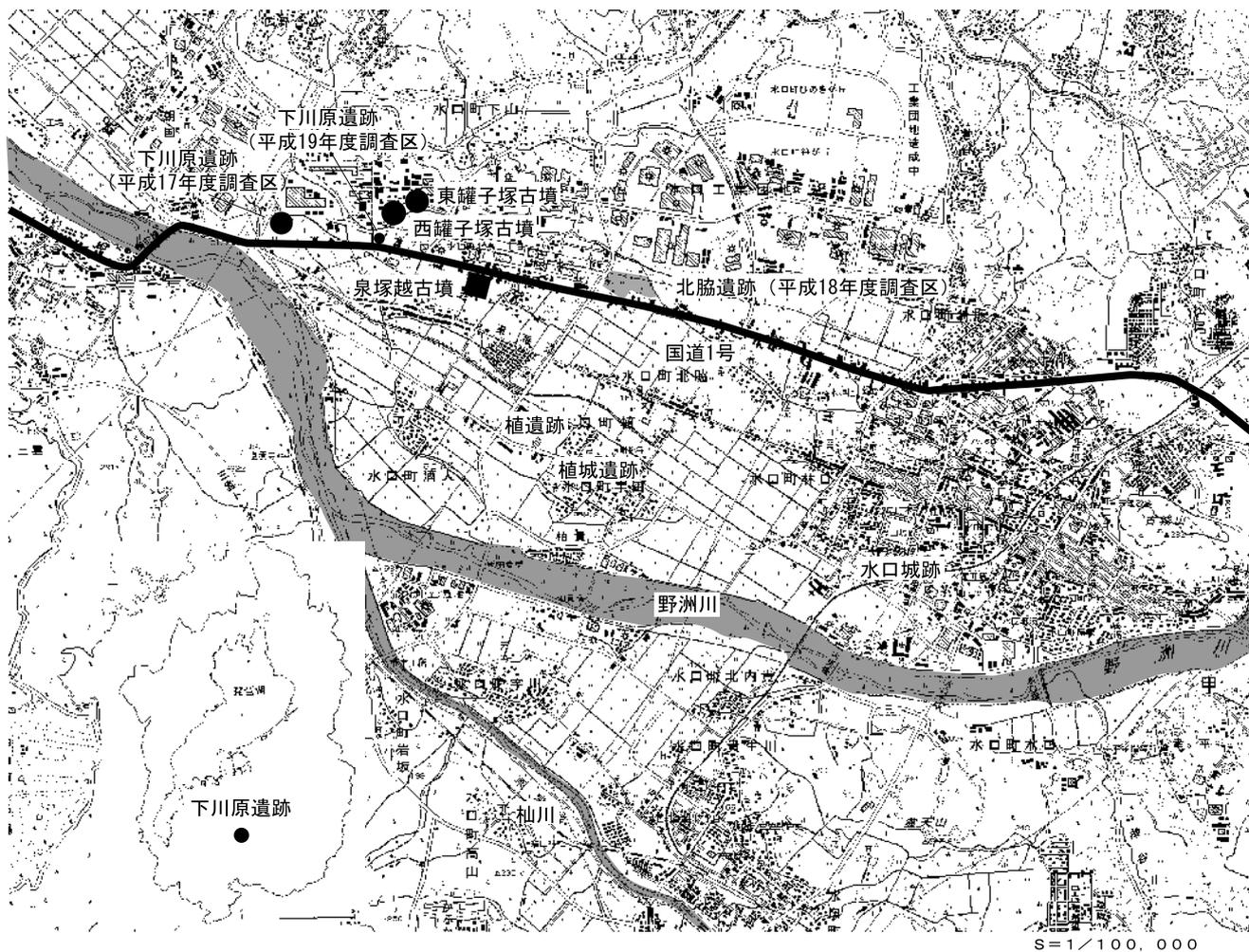


図1 下川原遺跡の位置

「倉歴道」として名が見える。近世にはいると前者は東海道、後者は杣街道と呼ばれるようになる。

(2) 調査の概要

先にも述べたように、5,700㎡を対象に調査が実施され、竪穴建物50棟、掘立柱建物11棟を検出された。ただし、調査区西側からは顕著な遺構が検出されておらず、これらの遺構は調査区東側に偏在している。調査区西側に遺構が存在していたか否かについては、調査を見学した人によって様々な所見が語られているが、検証する術がないので、本稿では不問としたい。

遺構の詳細図が示されている遺構は全体の3～4分の1程度であるので、報告書のみから遺跡全体を論じることは不可能に近い。また、出土遺物についても、出土状況などが明らかではないので、厳密さに欠けるきらいがある。更には、提示されている出土遺物と、全体図で示されている遺構間の前後関係が逆転している事例もままあるものの、遺構の詳細図が提示されていないので追検証は不可能である。

また、報告書においては、カマドの方向で時期が区分されているが、出土遺物の年代観と必ずしも対応しないこともあり、導き出された推論の妥当性は高いとはいえない。そこで、本稿では、出土遺物を実見した結果から個々の遺構の年代観を付与した。

検出された50棟におよぶ竪穴建物の内、出土遺物が提示され年代観の概ね明らかなものは32棟である。これらは、おおむね6世紀末から7世紀初頭が6棟、7世紀中葉が24棟、7世紀後葉が2棟にあたる。7世紀中葉のものが75%を占める(第2図)。

掘立柱建物については、出土遺物が乏しいことから、年代を明らかにすることは困難である。

なお、出土遺物としては、在地産の須恵器、土師器が大半を占めるが、朝鮮半島系の算盤玉型の紡錘車、後述するように東北・北関東系の黒色土器が出土している。

以上の点から、本調査区においては7世紀中葉に盛期を迎えたことがわかる。

以上に述べたごとく、下川原遺跡の公開されている調査成果を用いるにあたっては、制約があることをあらかじめ断っておきたい。

3. 下川原遺跡出土の東国系土器について

(1) 下川原遺跡出土の東国系土器

S D031・S B404・S B708から、黒色土器が出土している。以下に個々の概要を記す。

060は、S D031から出土した(第3図 060)。口径10cm、残存高4.8cm、内面にヘラ磨きを施し、内面のみ黒化させている。体部中程で屈曲する。

100は、S B404から出土した(第3図 100)。口径9.4cm、器高3.2cm、内面のみ黒化させている。半球形を呈す

る。

099は、S B404から出土した(第3図 099)。口径16.2cm、残存高5.2cm、内面にヘラ磨き、底部外面は手持ちヘラ削り、内面のみ黒化させている。半球形を呈する。

098は、S B404から出土した(第3図 098)。口径18.2cm、器高7.2cm、内面はコテ痕、体部半ばから底部外面にかけて手持ちヘラ削り、内面のみ黒化させている。半球形を呈する。

137は、S B708から出土した(第3図 137)。口径17.2cm、器高5.8cm、内面はコテ痕、底部外面は手持ちヘラ削り、内面のみ黒化させている。半球形を呈する。

これらの胎土の色調は乳白色を呈し、近江の在地産土師器の色調とは明らかに異なる。また、黒化している点においても類例がないこと。更には060の様に体部中程で屈曲するものも在地産土師器には類例がない。以上の点から、これらの黒色土器は搬入されたものである可能性が極めて高い。

これらの黒色土器は、共伴している在地産の須恵器・土師器の年代観から、いずれも7世紀中葉を中心とする時期のものであると考えられる。これらの事例を検索すると、東北・北関東に類例を求めることができる(東国土器研1989、1995)。

(2) 西日本出土の東国系土器

古代において東北(東国)系土器が出土する遺跡は、先にあげた下川原遺跡のほかに飛鳥石神遺跡(巽1997)、平城京左京四条四坊十坪(巽1997)、森広遺跡(片桐1997)、讃岐国府(片桐1997)などが挙げられる。しかし、下川原遺跡と同様に7世紀代に遡るものとしては、飛鳥石神遺跡の事例のみとなる。

飛鳥寺西の広場での饗宴

石神遺跡は、A～Dの4期に区分され、A期は斉明朝、B期は天武朝、C期は藤原京期、D期は奈良時代初期に当たるといふ。東北系土器(内黒土師器)は、第3～9次調査区からC期の南北道路側溝や土坑およびC期に伴う整地層や遺物包含層から53点が出土している。これらのことから、天武朝から藤原京期の所産であると考えられる。

胎土には例外なく白色微砂、雲母片を含むが、白色粒子が粗く、砂粒やくされ礫を含むものもあり、必ずしも同一地域から搬入されたものとはいえないようである。更には大和の土で作ったとみられるものも含まれるという。

これらの土器が搬入された背景については、大きく二つの背景が考えられるという。

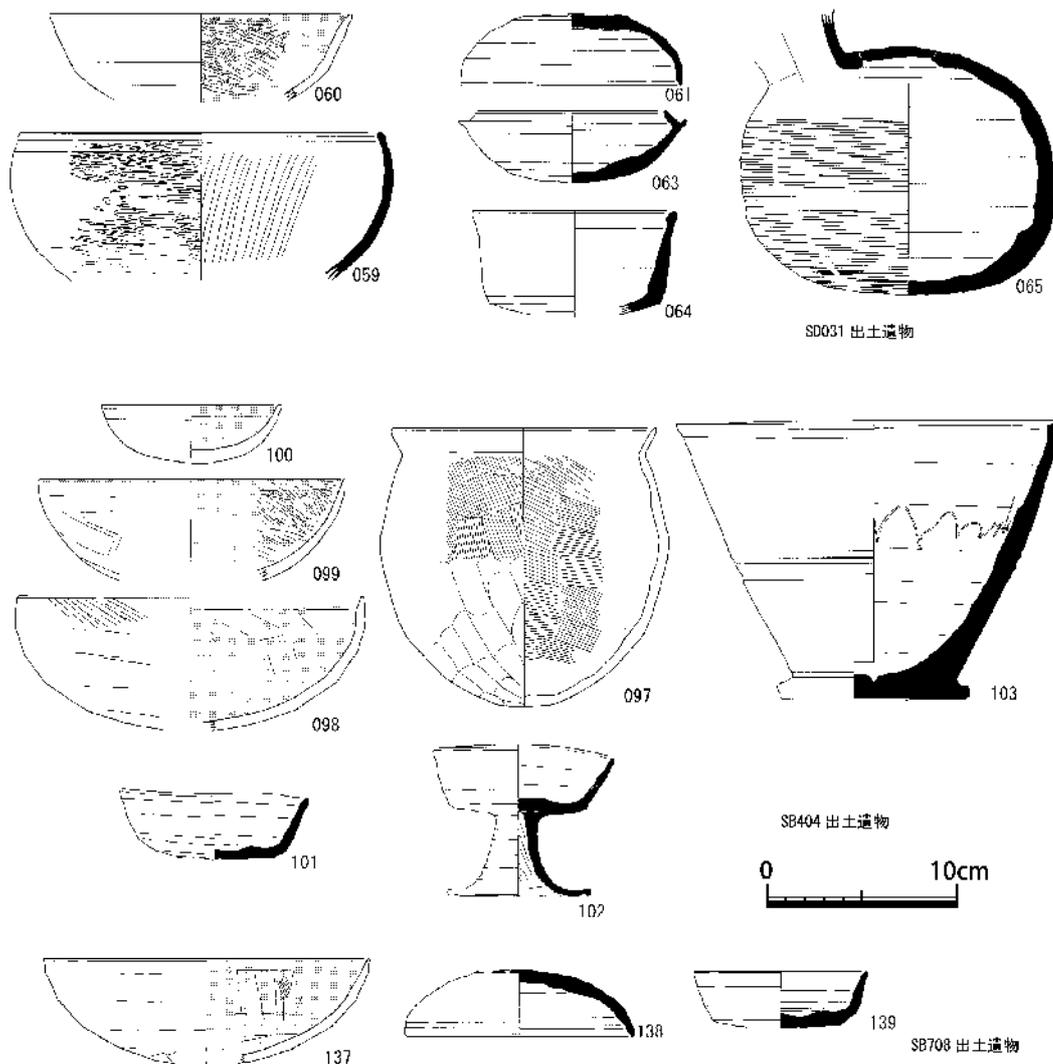
一つは、巽氏が指摘するように飛鳥石神遺跡を含む「飛鳥寺西の広場」で執り行われた服属儀礼に関わるものである。

①天武天皇6年(677)2月 飛鳥寺西槻下で多禰島人を饗す。

②天武天皇10年(681)9月庚戌 飛鳥寺西河辺に多禰島人らを饗す。種々楽を奏す。



図2 下川原遺跡の7世紀中葉の遺構



※縮尺はいずれも1/4 黒色土器は060、098、099、100、137である。

図3 下川原遺跡の東国系土器

③天武天皇11年(692)7月戊午 飛鳥寺の西に隼人らを饗す。種々楽を発す。禄を賜う。道俗悉くこれを見る。

④持統天皇2年(688)12月丙申 飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を饗す。

⑤持統天皇9年(695)5月丁卯 西槻下に隼人の相撲を見る。

このように、飛鳥石神遺跡を含む飛鳥寺西の広場においては、化外の地の人々への饗宴記事が目につく。彼らが携えた土器が、廃棄された痕跡とみて大過ないだろう。

蝦夷の移配

一方で、讃岐での出土事例が示すように、服属儀礼のみではなく、彼らが「移配」された痕跡であるとするものである。延暦13年(794)の胆沢の征夷以降本格的に行われるようになるが、それ以前には四例の記録がある。

齊明6年(660)庚申条に阿倍引田臣が出羽国の夷50人余りを京師に献ずるという記事があるが、それ以降の神龜2年(725)、天平10年(738)、宝龜7年(776)の事例については大宰府管内の国々や南海道諸国に移配している。

彼らを移配する目的は、律令国家における東北地方の平定のための抵抗分子の弱体化を促進するために行われ、またあわせて群盗追捕・西海警備などといった労務使役に従事させたり賤としたものであったと考えられている。

齊明6年に京師に献ぜられた夷は、労務使役にあたらされたことはほぼ明らかであるが、先に挙げた飛鳥寺西の広場において饗宴を受けた蝦夷らは、その後移配された可能性もある。

以上の点を、東北系土器の出土の背景として考慮する必要があるだろう。(畑中)

4. 竪穴建物の検討から

(1) 下川原遺跡の竪穴建物

ここでは竪穴建物の分析を行うことにより下川原遺跡の性格について考察を試みる。

竪穴建物の構造的な視点からタイプを二分することが可能である。一つはカマドに伴う煙道が建物壁を掘り込み、外部へ突出するタイプ、もう一つは煙道の突出が見られないタイプである。この二つのタイプに注視して下川原遺跡の状況を把握していくこととする。

当遺跡において集落が形成され始める6世紀末から7世紀前葉にかけての竪穴建物の中には、カマドの残骸が検出されているものも見受けられるが、煙道の突出を伴うものは見られない。

7世紀中葉を中心とする時期は当遺跡で最も竪穴建物が見られる時期である。この時期の竪穴建物24棟の内、全体の様相が明らかなものが15棟。その内11棟(73%)に煙道の突出が伴うものが見られるようになる。この時期の大半は煙道が突出するタイプのものであったことがうかがわれる。なお、東国系土器が出土したS B404、S B708はこの

時期に帰属する。

下川原遺跡の性格を考察するには、煙道の構造が変化するこの時期の検討が不可欠となる。

(2) 煙道突出型の竪穴建物について

下川原遺跡より出土した7世紀中葉の東国系土器は、前述したとおり、北関東から東北地方を中心に分布したものと考えられる。つまり、下川原遺跡は東国と何らかの関係があったことが推測される。この関連性を遺構の側面から検証を試みたい。

ここで検証の対象となるのは、同時期に突如としてみられる煙道突出型の竪穴建物である。土器の出土から考えられる東国との関係を明らかにするためにも、この時期の関東地域の竪穴建物、特に煙道の構造は主にどのようなものだったのかを検証してみたい。

煙道の構造は、カマドの形態に帰属するものである。谷旬氏は古代における竪穴建物を、カマドの形態の多様性という視点から、関東を中心に東北、東海地方にわたる範囲で分析している(谷1982)。その分析に用いられた形態的な分類基準の一つに、煙道が建物壁の外部に突出するものと、そうでないものに区分したものがある。谷氏はその基準をもって、関東・東北・東海地域の主要遺跡より検出された竪穴建物を分析し、その数値化を図っている。

その分析資料によると、7世紀代の関東地域では、煙道が建物壁の外部へ突出するタイプの竪穴建物の棟数は、突出の見られないタイプに対して圧倒的に高い数値を示している。中でも350例以上にもわたって分析された千葉県の結果では、95%以上が煙道突出型の竪穴建物であり、突出の見られないタイプは全体のわずかに3%程度である。同様に、東北地域においても大半の事例は煙道が外部へ突出、もしくは延伸するタイプであると報告されている。つまり、煙道が建物外部に出ていくタイプの竪穴建物はこの時期の東国では最も普及した一般的な形態であったことがうかがえる。

(3) 滋賀県内の煙道突出型の竪穴建物

では滋賀県内において竪穴建物に伴う煙道の形態はどのような普及状況であったのか。県内では突出型の形態が一般的なものであったのか、もしくは下川原遺跡と同様に東国との関連性が考えられる地域があったのかを検証してみたい。

この分析を行うにあたって、滋賀県内の発掘調査事例をもとに、下川原遺跡で竪穴建物が検出された時期と同様の6世紀末から7世紀後葉までの竪穴建物のデータを約700棟にわたって抽出し、煙道突出型の竪穴建物の有無の確認、さらに煙道突出型建物における東国系土器の出土の確認を行った。

その結果、煙道突出型の竪穴建物は抽出したデータのうち、わずか1割にも満たない数値を示した。その中でも下川原遺跡のように一時期にまとまって検出された例はほと

んど見受けられず、集落内でわずかに散見される程度に過ぎない。つまり、当該時期における滋賀県内では、煙道が突出しないタイプの竪穴建物が一般的であったと解釈できる。また、その中に東国系土器の出土した例は見られず、出土が見られた下川原遺跡の特殊な状況が推測できる。以下、これらの検証結果の中で主要なものを列挙する。

・植遺跡（甲賀市）

甲賀市水口町に所在し、下川原遺跡とは距離にしてわずか2 kmにも満たない近隣に位置する遺跡である。

植遺跡は5世紀後半から7世紀前半にわたる集落遺跡であり、7世紀前半には下川原遺跡と共存していたことがわかる。大型倉庫建物群に加えて計100棟以上の竪穴建物が検出されており、これらの竪穴建物は10棟程度の単位で変遷すると考えられている。

これら竪穴建物のうち、植遺跡後期となる6世紀末から7世紀前半までの約10棟が今回の検証対象となるものであり、主要な遺構を第5、6図に示している。カマドの残存状況が比較的良好である一方で、煙道の突出は全く見られず、東国系土器の出土も見受けられなかった。ちなみに検証対象とならなかったそれ以前の時期でも同じ結果を示している。下川原遺跡とほぼ隣接する遺跡ではあるが、同様の状況が見られないことは注目すべき点である。

・下之郷遺跡（甲良町）

犬上郡甲良町下之郷地先、犬上川の扇状地上に位置している。古墳時代前半から集落が形成され、その後7世紀代に入り規模を急速に拡大していくことが確認されている。

数次にわたる調査の中で、検証対象となる6世紀末から8世紀初頭に至るまでの期間では、どの時期も万遍無く竪穴建物が検出されており、その数は80棟以上に及ぶ。その中で、煙道突出型の竪穴建物はわずか7棟が見られるのみであった。それらの時期は主に8世紀初頭のものが大半であったが、下川原遺跡のように、ある一時期のほとんどの竪穴建物が同様の煙道形態を呈するのではなく、同一時期においても1割程度のものが煙道を突出させるという状況であった。

（4）小結

以上、煙道突出型の竪穴建物を検討の軸として、下川原遺跡の様相について述べてきた。煙道突出型の竪穴建物の出現する7世紀中葉という時期は、その前後の時期と比較しても非常に特徴的な様相を呈することが確認できた。この状況は、遺構の形態と東国系土器の出土から、東国系の集団による影響の可能性を示唆するものだと考えられる。

しかし、滋賀県内の他地域ではそのような状況が見られず、下川原遺跡の特徴をそこに見出すことができる。

（木下）

5. おわりに—下川原遺跡の評価—

先に述べてきたように、下川原遺跡においては7世紀中

葉を中心とする時期に、東国（北関東・東北）系の土器が出土しているほか、近江地域では一般的ではない構造のカマドがみられることが確認できた。以上の点から、北関東・東北地方から移住してきた人々が存在していた可能性が指摘できるのである。

では、なぜこの時期に、この地点に彼の地からの移住民が訪れたのであろうか。最後にこの点について検討することにより、本稿のまとめとしたい。

図示するように、後の近世東海道となる野洲川・杣川ルートの歴史的な重要性を帯びるのは、近江大津宮が機能していた667～672年までと、斎王群行路が阿須波道へと振り替えられた仁和2年（886）以降中世までの間である（第7～11図）。

前者は大津宮からみて東海道諸国との関係を見据えた軍事上の要衝であったことは言を待たない。一方、後者は平安京・京都を含む西国伊勢参宮の道といっても過言ではなく、その意義は前者と比較すると決して大きくない。

下川原遺跡から出土した遺物の年代観については広く7世紀中葉を中心とするものが多いとしたが、全てが近江大津宮の機能していた年代に収まるか否かについては更なる検討の余地があることはいうまでもない。

とはいえ、前後の時期の遺物がほとんどないこと、竪穴建物（カマドの構造）および出土遺物（北関東・東北系の黒色土器）から在地以外のところから移り住んだ痕跡が見られること、下川原遺跡の位置する地点の歴史的な位置づけを勘案すると以下のような推論を立てることができる。

大津宮の機能していた時期に、東海道諸国に対する防衛線として編成された部隊が、野洲川・杣川の開ける地点に設けられ、その構成員は北関東・東北地方を含む人々であった可能性がある。

以上の推論については、今後実施されるであろう当該地域における発掘調査において更なる検証および議論が行われることを期待するものである。（畑中）

謝辞

本論執筆においては、巽淳一郎（奈良文化財研究所）、片桐孝浩（香川県教育委員会）両氏より諸々のご教示をいただきました。また、資料の実見にあたっては鈴木良章氏（甲賀市教育委員会）のご好意を得ました。記して謝意を表します。ありがとうございました。

なお、筆者が本遺跡を検討する契機となった甲賀市水口町北脇遺跡の発掘調査において議論に付き合っていた細川修平（滋賀県教育委員会）、内田保之・辻川哲朗（滋賀県文化財保護協会）両氏にも謝意を表します。

（はたなか えいじ：企画調査課 主任）

（きのした よしのぶ：企画調査課 技師）

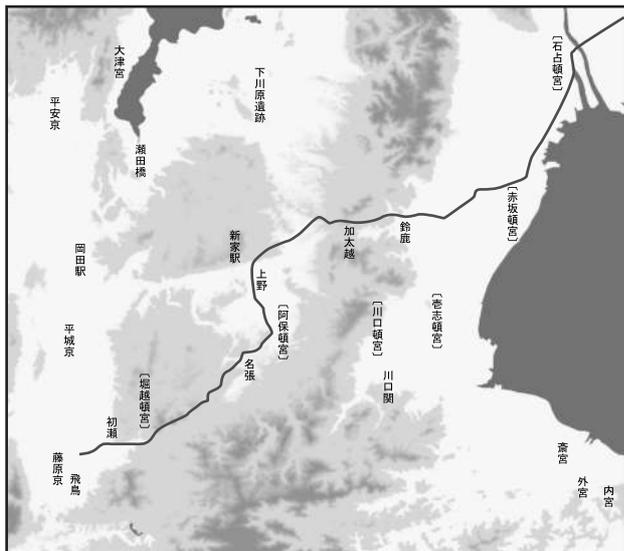


図7 飛鳥基点の道

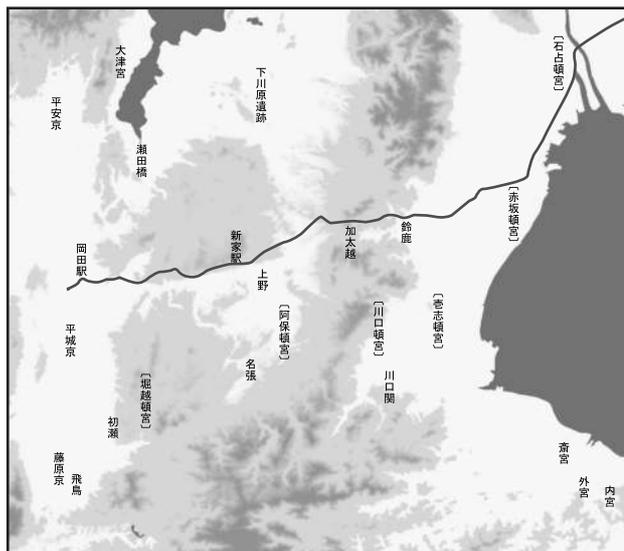


図10 平城京基点の道

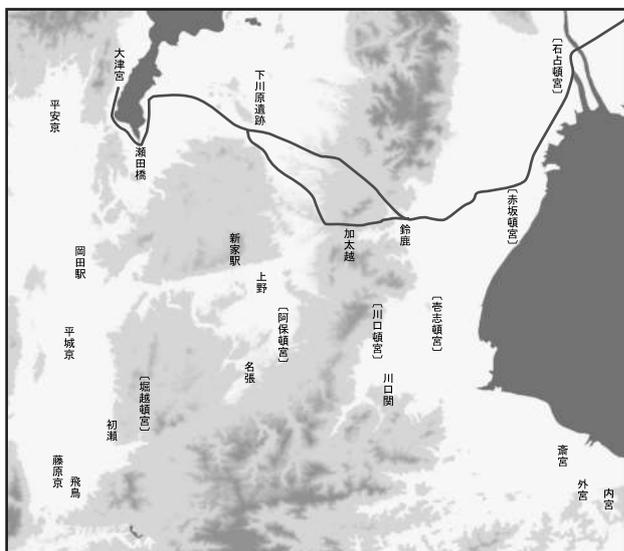


図8 大津宮基点の道

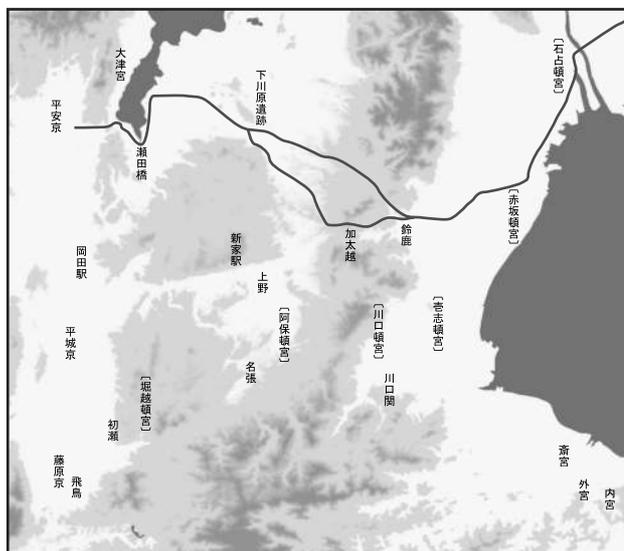


図11 平安京基点の道

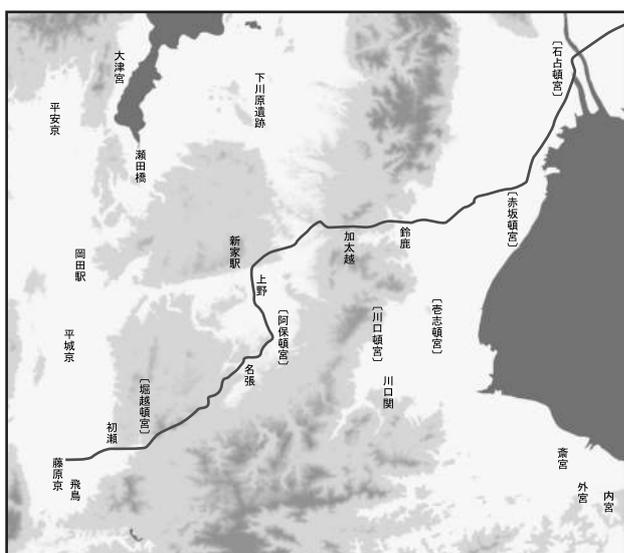


図9 藤原宮基点の道

参考文献

- 片桐孝浩「讃岐出土の東北系土器について」『日本考古学協会1997年度秋田大会 蝦夷・律令国家・日本海—シンポジウムⅡ・資料集—』日本考古学協会1997年度秋田大会実行委員会 1997
- 甲賀市教育委員会・国際航業株式会社『甲賀市文化財報告書 下川原遺跡発掘調査報告書』2006
- 滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会『植遺跡』2005
- 巽淳一郎「飛鳥石神遺跡出土の東北系土師器」『日本考古学協会1997年度秋田大会 蝦夷・律令国家・日本海—シンポジウムⅡ・資料集—』日本考古学協会1997年度秋田大会実行委員会 1997
- 谷 旬「古代東国のカマド」『千葉県文化財センター 研究紀要7』財団法人千葉県文化財センター 1982
- 東国土器研究会『東国土器研究』第2号 1989
- 東国土器研究会『東国土器研究』第4号 1995

編集後記

前号の紀要より表紙デザインの刷新をはかりました。書架に並ぶことを想定し、各号ごとにテーマカラーを定めて発刊を重ねていきたいと思えます。

本書が文化財の保護のため、広く活用されることを心より願っております。

(編集担当 M. N.)

平成20年（2008年）3月

紀 要 第21号

編集・発行 財団法人滋賀県文化財保護協会

大津市瀬田南大萱町1732-2

Tel. 077-548-9780(代)

<http://www.shiga-bunkazai.jp/>

E-mail: mail@shiga-bunkazai.jp

印刷・製本 三星商事印刷株式会社